



申
16
号

業務委託解消の一旦中止と 健全な労使協議を求める緊急申し入れ

団体交渉
開 催

1.「グループ会社と一体となった業務体制の更なる推進」施策で委託した「資材・倉庫関係業務」の委託解消を一旦中止し、提案をはじめとした労使協議を行ったうえで実施すること。

【会社回答】

2025年4月時点で用品倉庫業務の委託を解消する考えはないが、効率的な業務執行体制の構築に向けて、グループ会社と一体となり、準備を進めている所である。なお、具体的な提起があれば、「労使間の取り扱いに関する協約(令和6年10月1日締結)」に則り取り扱う考えである。

【組合】これまでJR水戸鉄道サービス株式会社(以下、MTS)に委託してきた「資材・倉庫関係業務」の委託解消にともない、提案を行わない根拠を示すこと。

→ MTSから「業務の維持が困難だ」という話は聞いている。しかし、**委託の解消が決まったものではなく、2025年4月時点で委託を解消する考えはない。**その為、**勝田車両センターにおける業務内容や業務量の変更はない。**もともと業務を委託していることから、MTSの方で体制を構築していく事があるべき姿。

【組合】委託の解消が決まっていないのに、現場ではすでに教育が進められている。**やるかどうか分からない業務を教育するなど、施策の進め方からしても大きな問題である。**その為、現場で進められている教育を一旦中止し、改めて施策として決定したのちに、今後のスケジュールなどを含めて示すべきである。

→ 様々な状況を踏まえて準備をしていくことは必要だと考えている。2012年に業務委託した当時を分ける社員が少なくなってきたため、本体社員へ委託している業務の教育を始めている。**会社として一旦中止をする考えはない。**

委託の解消が決まっていない中で、現場での教育などを進めることは社員へ不安を与えるばかりか、労働条件・環境の悪化を招くものであり認められない。さらに、**施策の進め方として、詳細は別として実施する内容や時期を決定したうえで進めていく事が本来あるべき姿である認識が一致しているが、今回の我々の指摘に対しては「一旦中止する考えはない」という回答は施策の一方実施であることを会社に通告した。**

【会社提案に関する会社(首都圏本部)の考え方】

- ◆ 提案については要員に変更がある場合や労働条件の変更が発生する場合。しかし、労働条件について詳細は決まっていない為、具体的に示すことは難しい。提案を行うかどうかは会社としての判断となる。
- ◆ 委託解消により要員に変更があれば提案はしなくてはならない。

**業務内容や業務量が増えることは労働条件が変更になるものである！
このことから、変更が生じた際には提案を行うべきだ!!**